

配置予定技術者の雇用関係を確認する書類について

建設工事等における配置予定技術者について、3 月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する書類として「健康保険被保険者証の写し」の提出を求めておりました。令和 7 年 1 2 月 2 日以降、従来の健康保険被保険者証が使用できなくなることから、雇用関係を確認する書類の取り扱いを次のとおりとしますので遵守願います。

1. 雇用関係を確認する書類

3 月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを、下表の書類で確認しますので、いずれか一つの写しを提出してください。健康保険被保険者証は確認書類として使用できません。

提出書類の確認年月日（下表の太枠内）が、入札参加申込（競争入札参加資格確認申請）時点で 3 か月以上経過していることが必要です。

NO	書類の種類	確認年月日
1	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	資格取得年月日
2	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	決定通知日（※）
3	監理技術者資格者証（建設工事）	交付年月日

※資格取得年月日が記載されている場合は、資格取得年月日で確認します。

2 書類提出にあたっての注意事項

- （1）書類に記載されている金額、番号、配置予定技術者以外の者の記載については、マスキング（黒塗り）してください。
- （2）表に記載の書類が提出できない場合は、上記書類に準ずる資料で確認しますので、事前に契約検査課へお問い合わせください。